

平成25年度 森町水質検査計画書－1 森町上水道分

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	検査回数	森 町 浄 水 場																		浄 水			検査の省略				
				検 査 月																		1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上					
				浄 水									原 水																
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
1	一般細菌	100個/ml 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可		
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可		
3	ガミウム及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	不可		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可		
8	六価クロム化合物	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検					検		検												●	●	●	不可		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	不可		
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(海水を原水とする場合は不可)		
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□省略1年1回	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)		
13	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)		
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□省略1年1回	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)		
15	ビス-1,2-ジクロロエチレン																									●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
16	トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
21	塩素酸	0.5mg/l 以下	浄水3ヶ月1回			検				検															●	●	不可		
22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	浄水3ヶ月1回			検				検															●	●	不可		
23	クロロホルム	0.06mg/l 以下	浄水3ヶ月1回			検				検															●	●	不可		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l 以下	浄水3ヶ月1回			検				検															●	●	不可		
25	シプロモノクロロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回			検				検															●	●	不可		
26	臭素酸	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回			検				検															●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回			検				検															●	●	不可		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回			検				検															●	●	不可		
29	ブromoモノクロロメタン	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回			検				検															●	●	不可		
30	ブromoホルム	0.09mg/l 以下	浄水3ヶ月1回			検				検															●	●	不可		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	浄水3ヶ月1回			検				検															●	●	不可		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検				検															●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査			検				検					検										●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)		
35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査			検				検					検										□	●	●	可	
38	塩化物イオン	200mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可	
40	蒸発残留物	500mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□	●	●	可	
42	ジエオキシ	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																						△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検																△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□省略1年1回	●	●	可	
45	フェノール類	0.005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						□省略1年1回	●	●	可	
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】				検出されないこと	原水1年12回検査																							大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌	
クリプトスポリジウム原虫検査				検出されないこと	原水1年2回検査																								H20大腸菌定量検査により検出あり。

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検したが、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったため、浄水の3ヶ月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所 : 鳥崎川水系鳥崎川 茅部郡森町字霞台115番地1
 浄水採取場所 : 茅部郡森町字鷺の木51番地

平成25年度 森町水質検査計画書-2 駒・赤地区簡易水道分 [水質検査項目及び回数]

No	項目名	水質基準	駒ヶ岳・赤井川地区簡易水道																		浄水		原水	検査の省略			
			検査回数																		1ヶ月1回以上		1年1回以上				
			浄水									原水									4	5	6				
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上	
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	不可
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検				検														●	●	●	不可
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	不可
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(海水を原水とする場合は不可)
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	省路1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	省路1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
15	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
20	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検				検														●	●	●	不可
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検				検														●	●	●	不可
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検				検														●	●	●	不可
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検				検														●	●	●	不可
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検				検														●	●	●	不可
25	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検				検														●	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検				検														●	●	●	不可
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検				検														●	●	●	不可
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検				検														●	●	●	不可
29	ブromホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検				検														●	●	●	不可
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検				検														●	●	●	不可
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査				検			検														□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査				検			検				検										□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
34	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査				検			検				検										□	●	●	可
37	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可
39	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																					△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は菌類発生状況も勘案)
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																					△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は菌類発生状況も勘案)
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	省路1年1回	●	可
44	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	省路1年1回	●	可
45	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
46	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
47	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
48	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
49	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
50	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年12回検査																					検	検	検	大腸菌(定量試験)・ウェルシュ芽胞菌
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																						検	検	急速濾過 濁度監視あり

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合には1年に1回以上、10分の1以下の場合には3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検いたし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所 : 折戸川水系精進川 茅部郡森町字駒ヶ岳国有林
 事業区1157林班ソ小班内
 浄水採取場所 : 茅部郡森町字駒ヶ岳232番地44

平成25年度 森町水質検査計画書ー3 濁川地区簡易水道分

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	検査回数	濁川・三岱地区簡易水道																		浄水		原水	検査の省略			
				検査月																		1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上				
				浄水									原水															
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可	
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可	
3	がミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	不可	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可	
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検						検												○	●	●	不可	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	不可	
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可(海水を原水とする場合は不可)	
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
15	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
20	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検						検												●	●	●	不可	
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検						検												●	●	●	不可	
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検						検												●	●	●	不可	
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検						検												●	●	●	不可	
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検						検												●	●	●	不可	
25	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検						検												●	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)	
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検						検												●	●	●	不可	
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検						検												●	●	●	不可	
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検						検												●	●	●	不可	
29	ブromホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検						検												●	●	●	不可	
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検						検												●	●	●	不可	
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検						検												○	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
34	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						○	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																						○	●	●	可
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	可	
37	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可	
39	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検						検												○	●	●	可	
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可	
41	ジエオシン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検															△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検															△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可	
44	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					○	●	●	可	
45	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
46	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
47	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
48	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
49	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
50	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可		
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年2回検査(地下水)																								大腸菌(定量試験)・ウェルツシュ芽胞菌	
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと																										

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検1ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったため、浄水の3ヶ月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所 : 三岱地下水1号井 茅部郡森町字三岱102番地2
 三岱地下水2号井 茅部郡森町字三岱56番地1
 浄水採取場所 : 茅部郡森町字濁川188番地